

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」について

東京都看護協会立城北看護ステーションでは、厚生労働省が推進する DX（デジタルトランスフォーメーション）の体制整備に伴い、「訪問看護医療 DX 活用加算」の算定を開始します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円 （月に 1 回）

＜施設基準＞

- ・厚生労働省が示す訪問看護教養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- ・健康保険法第 3 条第 13 項に規定する要介護者情報を、許諾を得た形で保有していること。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を習得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ・以上の掲示事項についてウェブサイト（当ホームページ）に掲載していること。

東京都看護協会立城北看護ステーション